

※1：貸付終了後から償還（返済）が始まるまでの期間
※2：返済する期間

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧

資金種類	貸 付 対 象	内 容	貸 付 限 度 額	貸 付 期 間	据置期間（※1）	償還期間（※2）	利 子																																																			
事業開始	① 母子家庭の母 ② 父子家庭の父 ③ 母子・父子福祉団体 ④ 寡婦	事業を開始するのに必要な設備費、機械材料等の購入費 ※ 母子・父子福祉団体が貸付対象となるときは、政令で定める事業であることが必要	① 母子家庭の母： 3, 580, 000円 ② 父子家庭の父： 3, 580, 000円 ③ 母子・父子福祉団体： 5, 370, 000円 ④ 寡婦： 3, 580, 000円		1年	7年以内	年1% 又は 無利子																																																			
事業継続	① 母子家庭の母 ② 父子家庭の父 ③ 母子・父子福祉団体 ④ 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品材料の購入費等運転資金 ※ 母子・父子福祉団体が貸付対象となるときは、政令で定める事業であることが必要	① 母子家庭の母： 1, 790, 000円 ② 父子家庭の父： 1, 790, 000円 ③ 母子・父子福祉団体： 1, 790, 000円 ④ 寡婦： 1, 790, 000円		6か月	7年以内	年1% 又は 無利子																																																			
修 学	① 母子家庭の母が扶養する児童 ② 父子家庭の父が扶養する児童 ③ 父母のない児童 ④ 寡婦が扶養する子	高等学校、短大、高等専門学校又は専修学校、大学で修学するために必要な経費【例：授業料、書籍代、交通費等】 ※ 大学、短大、専修学校（専門課程）又は高等専門学校（4年次、5年次）の場合、生活費も含む。	(月額) <table><tr><th colspan="2">修学課程</th><th>自宅から通学</th><th>自宅外から通学</th></tr><tr><td>高等学校</td><td>公立</td><td>27, 000円</td><td>34, 500円</td></tr><tr><td>専修学校(高等課程)</td><td>私立</td><td>45, 000円</td><td>52, 500円</td></tr><tr><td rowspan="2">高等専門学校</td><td>公立</td><td>67, 500円</td><td>76, 500円</td></tr><tr><td>私立</td><td>98, 500円</td><td>115, 000円</td></tr><tr><td rowspan="2">専修学校(専門課程)</td><td>公立</td><td>67, 500円</td><td>78, 000円</td></tr><tr><td>私立</td><td>89, 000円</td><td>126, 500円</td></tr><tr><td rowspan="2">短期大学</td><td>公立</td><td>67, 500円</td><td>96, 500円</td></tr><tr><td>私立</td><td>93, 500円</td><td>131, 000円</td></tr><tr><td rowspan="2">大学</td><td>公立</td><td>71, 000円</td><td>108, 500円</td></tr><tr><td>私立</td><td>108, 500円</td><td>146, 000円</td></tr><tr><td rowspan="2">大学院</td><td>修士</td><td colspan="2">132, 000円</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">183, 000円</td></tr><tr><td>専修学校(一般課程)</td><td></td><td colspan="2">54, 000円</td></tr></table>	修学課程		自宅から通学	自宅外から通学	高等学校	公立	27, 000円	34, 500円	専修学校(高等課程)	私立	45, 000円	52, 500円	高等専門学校	公立	67, 500円	76, 500円	私立	98, 500円	115, 000円	専修学校(専門課程)	公立	67, 500円	78, 000円	私立	89, 000円	126, 500円	短期大学	公立	67, 500円	96, 500円	私立	93, 500円	131, 000円	大学	公立	71, 000円	108, 500円	私立	108, 500円	146, 000円	大学院	修士	132, 000円		博士	183, 000円		専修学校(一般課程)		54, 000円		就学期間中	当該学校卒業後6か月	10年以内 ※ 専修学校（一般課程）については5年以内	無利子
修学課程		自宅から通学	自宅外から通学																																																							
高等学校	公立	27, 000円	34, 500円																																																							
専修学校(高等課程)	私立	45, 000円	52, 500円																																																							
高等専門学校	公立	67, 500円	76, 500円																																																							
	私立	98, 500円	115, 000円																																																							
専修学校(専門課程)	公立	67, 500円	78, 000円																																																							
	私立	89, 000円	126, 500円																																																							
短期大学	公立	67, 500円	96, 500円																																																							
	私立	93, 500円	131, 000円																																																							
大学	公立	71, 000円	108, 500円																																																							
	私立	108, 500円	146, 000円																																																							
大学院	修士	132, 000円																																																								
	博士	183, 000円																																																								
専修学校(一般課程)		54, 000円																																																								
技能習得	① 母子家庭の母 ② 父子家庭の父 ③ 寡婦	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等(母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が高等学校に修学する場合を含む) 特別貸付：自動車免許の取得に必要な資金 一括貸付：知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金等、入学に要する費用に必要な資金	① 一般貸付： 68, 000 円（月額） ② 特別貸付： 460, 000 円 ③ 一括貸付（※）： 816, 000 円 ※ 最大12か月相当額を初年度に貸付けるものです。	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	10年以内	年1% 又は 無利子																																																			
修 業	① 母子家庭の母が扶養する児童 ② 父子家庭の父が扶養する児童 ③ 父母のない児童 ④ 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費 特別貸付：自動車免許の取得に必要な資金 ただし、就職を希望する児童に限る。	① 一般貸付： 68, 000 円（月額） ② 特別貸付： 460, 000 円	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	6年以内	無利子																																																			
就職支度	① 母子家庭の母又は児童 ② 父子家庭の父又は児童 ③ 父母のない児童 ④ 寡婦	一般貸付：就職するのに必要な経費【例：被服、履物等の購入費】 特別貸付：自動車の購入に必要な資金	① 一般貸付： 110, 000 円 ② 特別貸付： 340, 000 円 (通勤のために車を購入する必要がある場合)		1年	6年以内	年1% 又は 無利子																																																			
医療介護	① 母子家庭の母又は児童 ② 父子家庭の父又は児童 ③ 寡婦	医療、介護を受けるために必要となる経費【例：医療保険の自己負担分、通院に要する交通費、医師が必要と認めた按摩、マッサージ等に係る費用等】 ※ 当該医療、介護を受ける期間が概ね1年以内の場合に限る。	① 医 療： 340, 000円 ② 介 護： 500, 000円 ③ 特別貸付： 480, 000円 ※ 特別貸付は、貸付申請者に所得税が課税されていない又は所得税が課税されていても申請時における経済的な事情が所得税非課税の者と同程度と認められる場合に行うものです。		6か月	5年以内	年1% 又は 無利子																																																			

資金種別	貸付対象	内 容	貸付限度額	貸付期間	据置期間（※1）	償還期間（※2）	利 子																																								
生 活	① 母子家庭の母 ② 父子家庭の父 ③ 寡婦	知識技能を習得している間、医療、介護を受けている間の生活を安定、維持するのに必要な経費	月額：114,000円 ※ 技能習得期間中のみ 月額141,000円 ※ 母、父又は寡婦が生計の中心でない場合は月額76,000円	医療介護を受けている期間中で1年以内	医療介護を受ける期間が満了して6か月	5年以内	年1% 又は 無利子																																								
				知識技能を習得する期間中で5年以内	知識技能習得後6か月	10年以内																																									
		生活安定貸付	月額：114,000円（合計2,736,000円、2年間で限度） ※ 養育費貸付 生活安定期間中、養育費取得に係る裁判等に要する費用を、生活安定貸付一般分の12月相当額を限度に、貸し付けることができる。	母子家庭又は父子家庭となつて7年以内で総額限度額内の期間	貸付期間満了後6か月	8年以内																																									
		配偶者のいない女子となつて7年未満の母、又は配偶者のいない男子となつて7年未満の父の生活を安定、維持するのに必要な資金																																													
	失業期間中の貸付	月額：114,000円 ※ ただし以下の場合には月額76,000円 ① 母又は父が生計の中心でない場合 ② 現に扶養する子のいない寡婦の場合 ③ 現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合	離職に係る日の翌日から1年を超えない期間	貸付期間終了後（貸付期間中に失業者でなくなった場合、その翌日から）6か月	5年以内																																										
① 母子家庭の母 ② 父子家庭の父	家計急変に対する貸付	児童扶養手当に準拠した額（全部支給）の範囲内	原則3か月以内（最長1年）	貸付期間満了後6か月	10年以内																																										
	失業はしていないものの所得が激減した場合に、その間の生活を安定させ、自立を図るために必要な経費																																														
住 宅	① 母子家庭の母 ② 父子家庭の父 ③ 寡婦	住宅を建設、購入、補修、保全、改築、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 ※ 災害により特に必要と認められる場合は2,000,000円		6か月	6年以内 ※ 特別貸付については7年以内	年1% 又は 無利子																																								
転 宅	① 母子家庭の母 ② 父子家庭の父 ③ 寡婦	住宅を移転するために必要な経費	260,000円		6か月	3年以内	年1% 又は 無利子																																								
就学支度	① 母子家庭の母が扶養する児童 ② 父子家庭の父が扶養する児童 ③ 父母のない児童 ④ 寡婦が扶養する子	入学又は修業施設へ入所するために必要な経費 【例：被服、履物等の購入費、入学金等】	（一時金） <table><tr><th colspan="2">修学課程</th><th>自宅から通学</th><th>自宅外から通学</th></tr><tr><td colspan="2">小学校</td><td>64,300円</td><td>64,300円</td></tr><tr><td colspan="2">中学校</td><td>81,000円</td><td>81,000円</td></tr><tr><td colspan="2">公立高校 専修学校（一般課程） 国公立専修学校（高等課程）</td><td>150,000円</td><td>160,000円</td></tr><tr><td colspan="2">私立高校 私立専修学校（高等課程）</td><td>410,000円</td><td>420,000円</td></tr><tr><td colspan="2">公立短大 国公立専修学校（専門） 国公立大学 国公立高等専門学校</td><td>420,000円</td><td>430,000円</td></tr><tr><td colspan="2">私立短大 私立専修学校（専門） 私立大学 私立高等専門学校</td><td>580,000円</td><td>590,000円</td></tr><tr><td colspan="2">大学院</td><td>公立 430,000円</td><td>私立 590,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">修業施設</td><td>中学校卒業生</td><td>150,000円</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>高等学校卒業生</td><td>272,000円</td><td>282,000円</td></tr></table>		修学課程		自宅から通学	自宅外から通学	小学校		64,300円	64,300円	中学校		81,000円	81,000円	公立高校 専修学校（一般課程） 国公立専修学校（高等課程）		150,000円	160,000円	私立高校 私立専修学校（高等課程）		410,000円	420,000円	公立短大 国公立専修学校（専門） 国公立大学 国公立高等専門学校		420,000円	430,000円	私立短大 私立専修学校（専門） 私立大学 私立高等専門学校		580,000円	590,000円	大学院		公立 430,000円	私立 590,000円	修業施設	中学校卒業生	150,000円	160,000円	高等学校卒業生	272,000円	282,000円		当該学校卒業後6か月 ※入学した者が死亡、又は修学（知識技能の習得）をやめたときは、その死亡、又はやめた後6か月	就学 10年以内 修業 5年以内	無利子
修学課程		自宅から通学	自宅外から通学																																												
小学校		64,300円	64,300円																																												
中学校		81,000円	81,000円																																												
公立高校 専修学校（一般課程） 国公立専修学校（高等課程）		150,000円	160,000円																																												
私立高校 私立専修学校（高等課程）		410,000円	420,000円																																												
公立短大 国公立専修学校（専門） 国公立大学 国公立高等専門学校		420,000円	430,000円																																												
私立短大 私立専修学校（専門） 私立大学 私立高等専門学校		580,000円	590,000円																																												
大学院		公立 430,000円	私立 590,000円																																												
修業施設	中学校卒業生	150,000円	160,000円																																												
	高等学校卒業生	272,000円	282,000円																																												
結 婚	① 母子家庭の母が扶養する児童 ② 父子家庭の父が扶養する児童 ③ 寡婦が扶養する子	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費	330,000円		6か月	5年以内	年1% 又は 無利子																																								